

北陸産業競争力協議会の設置について

平成 25 年 11 月 15 日
富 山 県 ・ 石 川 県 ・ 福 井 県
中 部 経 済 産 業 局
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「地域経済再生の緊急決議」（平成 25 年 7 月 9 日全国知事会議決議）に基づき、地域の声を収集し、国と地方が一体となった効果的な経済施策を講じていくことを目的として、北陸産業競争力協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

1. 協議会の構成員

協議会委員	富山県知事、石川県知事、福井県知事、 学識有識者、産業界代表者、中小企業団体代表者、 金融機関代表者等
オブザーバー	国の地方支分部局を含む関係機関

2. 座長

協議会には座長を置き、座長は委員の互選により定める。

3. 協議会の庶務

中部経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の助けを得て、富山県、石川県及び福井県で、北陸産業競争力協議会事務局を創設し、協議会の庶務は同事務局において処理する。